

教 生 学 第 690 号
平成 26 年 10 月 31 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

いじめの問題への関係機関と連携した対応について（通知）

このことについては、平成 26 年 3 月 11 日付け教生学第 877 号により、学校や教育委員会等と警察及び児童相談所の連携を一層強化するよう通知し、適切に対応いただいているところでありますが、8 月に策定した「北海道いじめ防止基本方針」においても、いじめの防止等の対策が、適切かつ迅速に行われるよう、教育的な配慮の下で、関係機関との連携強化に努めることについて明記しているところであります。

ついでには、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し、警察等との円滑な連絡体制を構築するとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときや、児童生徒の生命、身体または財産に被害が生じるおそれがあるときには、教育的な配慮の下で、早期に警察及び児童相談所をはじめ関係機関に相談・通報の上、連携した対応をためらうことなく行うよう、指導願います。

〔参考通知〕

- 「北海道いじめの防止等に関する条例の施行に伴う取組の充実について」
(平成 26 年 4 月 23 日付け教生学第 102 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知)
- 「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」
(平成 25 年 5 月 21 日付け教生学第 148 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知)
- 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」
(平成 25 年 2 月 13 日付け教生学第 821 号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知)

(生徒指導・学校安全グループ)